

地盤の液状化調査費の助成について（概要）

地盤の液状化により住宅は傾斜や沈下の被害を受けることがあります。区民の皆さまが住宅を建てる際に事前に液状化対策へ向けた検討をしやすいよう、地盤調査費に助成を行います。

1. 助成対象敷地の要件

- ①葛飾区内にあること
- ②新築又は、建替えであること
- ③階数が3以下であること
- ④住宅、長屋、共同住宅（店舗併用住宅は面積の1/3以上が住宅）
- ⑤延べ面積が500㎡以下であること
- ⑥開発による場合、1開発につき1調査とする
- ⑦所有権を有する者（複数いる場合は全員）、建築確認申請の建築主（助成対象者を除く）及び地盤調査報告書の著作権を有する者から地盤調査報告書の収集及び提供について承諾を得ること
- ⑧地盤調査データを区が利用・公開することに同意すること
（公開する住所については、○丁目□番付近までの表記とし、調査会社名、氏名については非公開とします。）

2. 助成額

地盤調査に要した費用の10/10（ただし、限度額35万円）

3. 地盤調査者の資格（①～③のうち、いずれかの資格を有するもの）

- ①地質調査業者登録規程の登録を受けている調査会社
- ②地質調査技士資格
- ③技術士（建設部門又は応用理学部門）

4. 地盤調査方法（①～④まで全て行うこととします）

- ①標準貫入試験
深度20m以上(深度20m付近の様な土質が変化するまでの深度)
- ②土の粒度試験（③の試験を行う必要がない場合、土の細粒分含有率試験でも可）
- ③土の液性限界・塑性限界試験
- ④地盤の液状化判定

担当課：建築課建築安全係

☎：5654 - 8552, 5654 - 8553, 5875 - 7827